事故の日の報告と公表

期限の語は原本のままです。12件のうち法令の義務は4件で、残りは協力依頼・望ましい・会社の判断・窓口・制度の要求です。報告事項の項目を見出しにした第1報の型（空欄）を付けました。

誰に、いつまでに、何を

No.	誰に	性質	いつまでに（規則の語）	いつまでに（目安）	何を	根拠の原本	当社の備え	先に用意できる所	使う資料
1	個人情報保護委員会（速報）	義務	速やかに	概ね3〜5日以内	9つの事項（その時点で把握しているものに限る）	ガイドライン通則編 3-5-3-3／規則第8条第1項	資料あり	個人情報保護委員会へ報告する手順と担当を決める	点検表 C-10
2	個人情報保護委員会（確報）	義務	当該事態を知った日から30日以内	—	9つの事項の全て	ガイドライン通則編 3-5-3-4／規則第8条第2項	資料あり	知った日を押さえ、30日（第7条第3号の事態は60日）の起算日を決めておく	この1枚（第1報の型）
3	委託元（委託を受けている場合）	義務	速やかに	概ね3〜5日以内	9つの事項のうち、その時点で把握しているもの	ガイドライン通則編 3-5-3-5／規則第9条	資料あり	委託元の連絡先と、通知の宛先を決めておく	この1枚（第1報の型）
4	本人	義務	当該事態の状況に応じて速やかに	—	9つのうち5つ（概要・項目・原因・二次被害・その他参考となる事項）	ガイドライン通則編 3-5-4／規則第10条	資料あり	本人への通知の手段（文書・電子メール）と、困難なときの代替措置を決めておく	この1枚（第1報の型）
5	公表（自社サイト等）	望ましい	—	速やかに公表することが望ましい	事実関係及び再発防止策等	ガイドライン通則編（事案が発覚した場合に講ずべき措置）	資料あり	止める・調べる・報告する・公表するを文書にし、連絡先を最新にする	判断表／点検表 C-9
6	経済産業省の担当課室（業所管課室）	協力依頼	—	速やかに御一報ください	時系列・被害状況・攻撃種別など	経済産業省の協力依頼	資料あり	委員会のほかに報告が要る当局と、その期限を、誰が知っているかを確かめる	点検表 E-6
7	警察（法人専用相談・通報窓口サイバー被害110番（仮称））	窓口	—	—	通報・相談	緊急対策パッケージ 4.（1）	資料あり	当局・所管省庁を含む連絡先を1枚にまとめる	点検表／準備表 6-1-1-2
8	その他の取引先（委託元以外）	会社の判断	—	—	契約で決まる	—（原本なし）	資料あり	委託先・社外との連絡の相手と窓口を決める	点検表 E-1〜E-4／委託先に聞く7つの問い
9	適時開示（上場会社）	会社の判断	—	直ちに	会社の判断	有価証券上場規程	当社では扱わない	上場の規則の話で、当社の資料の外	—
10	SCS★3 の評価基準 6-1-1-2	制度の要求	—	—	社内外組織（関係当局及び所管省庁を含む。）の連絡先及び報告・情報共有ルートを定めること	SCS★3 評価基準 6-1-1-2	資料あり	社内外組織（関係当局及び所管省庁を含む。）の連絡先と報告ルートを1枚にまとめる	準備表 6-1-1-2
11	IPA（情報処理推進機構）	協力依頼	—	—	ウイルス発見・感染の届出、ランサムウェア被害の届出、不正アクセスの届出	コンピュータウイルス対策基準／コンピュータ不正アクセス対策基準	資料あり	当局・所管省庁を含む連絡先を1枚にまとめる	準備表 6-1-1-2
12	JPCERT/CC（インシデント対応依頼）	窓口	—	—	インシデントに関する対応依頼	JPCERT/CC の案内	資料あり	当局・所管省庁を含む連絡先を1枚にまとめる	点検表／準備表 6-1-1-2

この表の読み方

「いつまでに」は2列です。左は規則の語、右はガイドラインの目安で、当社が言い換えた語はありません。

この12件のうち、法令の義務は4件です。残りは協力依頼2件・望ましい1件・会社の判断2件・窓口2件・制度の要求1件で、法令の義務ではありません。当社の資料があるものが11件、当社では扱わないものが1件です。

高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等については、報告を要しません。なお、業種ごとの業法に基づく報告は、この1枚には載せていません。

個人情報保護委員会への報告は、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行います。民間事業者（権限委任をしている業種に該当しない方）の入口は https://roueihoukoku.ppc.go.jp/incident/?top=r2.kojindata です。

サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せにより、ＤＤｏＳ攻撃事案は別添様式１、ランサムウェア事案は別添様式２、それ以外の事象は別添様式３を用い、又は別途法令等で定める様式に添付する形で報告等を行うことが可能とされています（別添様式１・２は2025年10月1日（水）から、別添様式３は2026年10月1日（木）から適用）。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（サイバー対処能力強化法）第５条の規定による特定侵害事象等の報告等も、この申合せが対象とする手続に含まれています。この報告は、この1枚には載せていません。

相談や支援の窓口は、報告先ではないため、この1枚には載せていません。

備考

- **No.1**　事業所管大臣に委任されている場合は、その大臣に報告する。期限は同じ。速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる。サイバー攻撃による被害の場合は、共通様式を用いることも可能とされている。
- **No.2**　前条第3号に定める事態は60日以内。30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日が報告期限。速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる。サイバー攻撃による被害の場合は、共通様式を用いることも可能とされている。
- **No.3**　通知すれば、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。委託元と委託先の双方が報告する義務を負い、連名で報告することができる。
- **No.4**　本人への通知が困難である場合は、代替措置を講ずることによる対応が認められる。代替措置の事例は「事案の公表」と「問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること」。
- **No.5**　代替措置として公表する場合の中身は、本人へ通知すべき内容を基本とする。
- **No.6**　原本の題に「協力依頼」とある。事業者様の同意なく公表することはない、と書かれている。
- **No.7**　窓口の開設は令和８年中（2026年）、専用ダイヤルの開設は令和８年度中（～2027年3月）に整備予定。期限の語は原本に無い。都道府県警察への相談にも、共通様式を用いることが可能とされている。
- **No.8**　原本が無い。契約で決まる。
- **No.9**　当たるかどうかは会社の判断。
- **No.10**　事故の日に出すものではなく、事故の前に決めておくもの。
- **No.11**　窓口は2つで、コンピュータウイルス届出窓口とコンピュータ不正アクセス届出窓口。原本に「義務」の語は無い。「各届出へのご協力をお願いします」と書かれている。期限の語は原本に無い。根拠はウイルス対策基準が1990年4月、不正アクセス対策基準が1996年8月の告示（通商産業省（現経済産業省））で、不正アクセス対策基準の最終改定は2000年12月28日。
- **No.12**　原本に義務・任意を示す語は無い。期限の語も無い。原則として電話での報告は受け付けていない、と書かれている。

第1報の型（空欄）

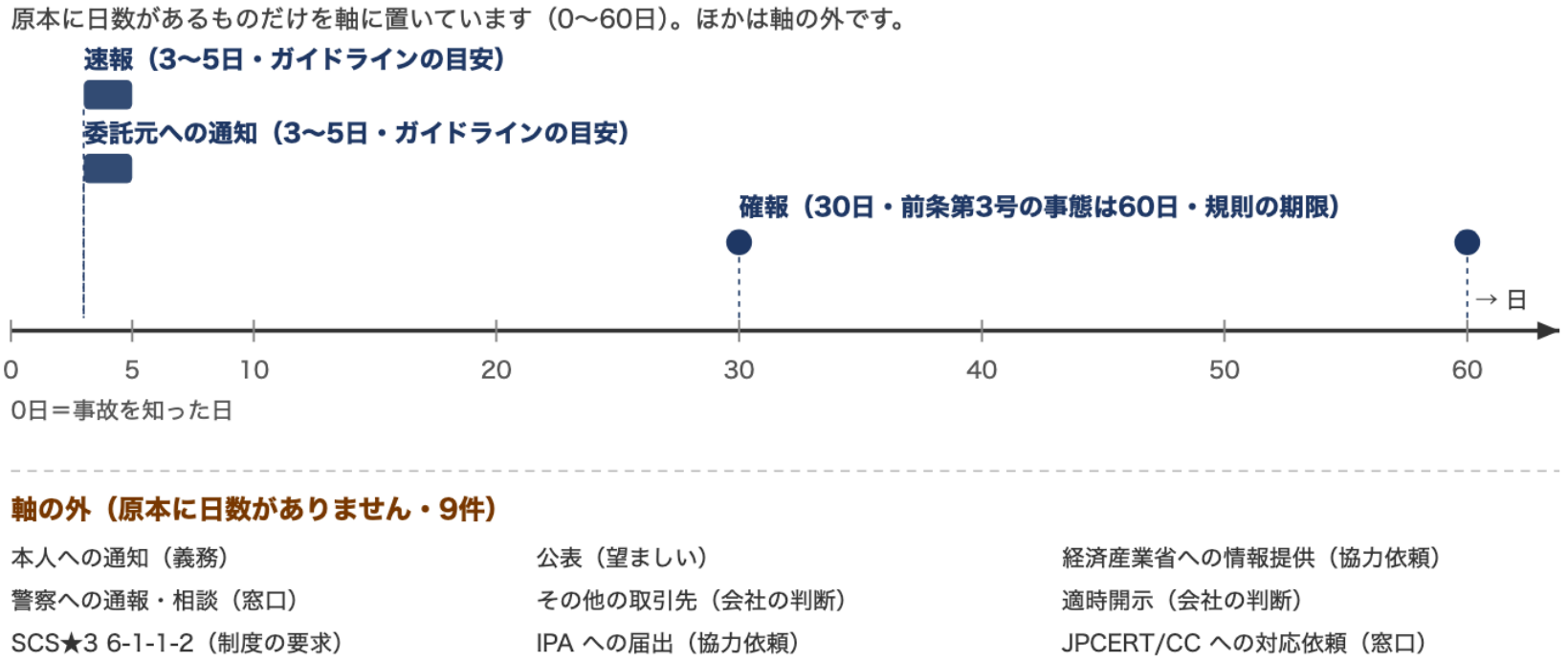
この型は、次の4つの事態のどれかに当たるときに使います（個人情報の保護に関する法律施行規則 第7条）。

	事態（原本の語）
(1)	要配慮個人情報が含まれる個人データ（…）の漏えい、滅失若しくは毀損（…）が発生し、又は発生したおそれがある事態
(2)	不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
(3)	不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（…）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
(4)	個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

	報告する事項（原本の語）	本人への通知にも	書く欄
(1)	概要	○	
(2)	漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前条第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目	○	
(3)	漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数		
(4)	原因	○	
(5)	二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	○	
(6)	本人への対応の実施状況		
(7)	公表の実施状況		
(8)	再発防止のための措置		
(9)	その他参考となる事項	○	

○の5つは、本人への通知にも使う事項です（同規則 第10条）。

事故を知った日からの時間軸



出典

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（個人情報保護委員会・2016年11月（2026年6月一部改正））取得日 2026年11月12日（木）。表の No.1・2・3・4・5 で使いました。
- サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ（サイバーセキュリティに関する関係閣僚会議決定・2026年11月6日（金））取得日 2026年11月12日（木）。表の No.7 で使いました。
- 不正アクセスによる情報漏えい等の事案を踏まえた注意喚起及び情報提供に係る協力依頼（経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課・2026年10月9日（金））取得日 2026年10月18日（日）。表の No.6 で使いました。
- ★3・★4要求事項・評価基準(Ver.1.1:2026年10月28日)（独立行政法人情報処理推進機構・Ver.1.1・2026年10月28日（水））取得日 2026年11月12日（木）。表の No.10 で使いました。
- サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ（関係省庁申合せ・2025年5月28日（2025年9月25日・2026年9月15日 一部改正））取得日 2026年11月13日（金）。表の No.1・2・7 の備考と、表の下で使いました。
- コンピュータウイルス・不正アクセスに関する届出について（独立行政法人情報処理推進機構・最終更新 2026年11月12日（木））取得日 2026年11月13日（金）。表の No.11 で使いました。
- インシデント対応依頼（JPCERT コーディネーションセンター・最終更新 2026年3月13日（金））取得日 2026年11月13日（金）。表の No.12 で使いました。

- 会社情報適時開示ガイドブック（東京証券取引所・2026年7月）取得日 2026年11月12日（木）。表の No.9 で使いました。